

風俗営業等の承認通知書等の様式及び検定を受けた型式に属する遊技機等の検査を行う警察職員の指定等に関する内規

平成 7 年 7 月 1 7 日  
公安委員会内規第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）の規定に基づく業務を適正に実施するため、風俗営業等に係る承認通知書等の様式に関し必要な事項を定めるとともに、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 6 0 年 国家公安委員会規則第 4 号。以下「遊技機規則」という。）第 1 1 条第 2 項第 5 号の規定により検定を受けた型式に属する遊技機その他の物件について検査を行う警察職員の指定その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可等の通知)

第 2 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 6 0 年 国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）第 1 1 条（施行規則第 2 6 条第 3 項、施行規則第 7 9 条及び施行規則第 9 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する理由を付した書面は、法第 3 条第 1 項又は法第 3 1 条の 2 2 の許可をしないときにあっては不許可通知書（別記第 1 号様式）、法第 1 0 条の 2 第 1 項（法第 3 1 条の 2 3 において準用する場合を含む。）の認定をしないときにあっては不認定通知書（別記第 2 号様式）によるものとする。

(相続等の承認の通知)

第 3 条 施行規則第 1 6 条第 1 項（施行規則第 2 2 条、施行規則第 8 4 条及び施行規則第 9 0 条において準用する場合を含む。）に規定する通知は、法第 7 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項（法第 2 0 条第 1 0 項及び法第 3 1 条の 2 3 において準用する場合を含む。）の承認（以下次条において「相続等の承認」という。）をしたときにあっては承認通知書（別記第 3 号様式）、法第 7 条の 2 第 1 項（法第 3 1 条の 2 3 において準用する場合を含む。）の承認（以下次条において「合併の承認」という。）をしたときにあっては合併承認通知書（別記第 4 号様式）、法第 7 条の 3 第 1 項（法第 3 1 条の 2 3 において準用する場合を含む。）の承認（以下次条において「分割の承認」という。）をしたときにあっては分割承認通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(相続等の不承認の通知)

第 4 条 施行規則第 1 6 条第 2 項（施行規則第 2 2 条、施行規則第 8 4 条及び施行規則第 9 0 条において準用する場合を含む。）に規定する理由を付した書面は、相続等の承認をしないときにあっては不承認通知書（別記第 6 号様式）によるものとする。

式)、合併の承認をしないときにあつては合併不承認通知書(別記第7号様式)、分割の承認をしないときにあつては分割不承認通知書(別記第8号様式)によるものとする。

(管理者の解任等の勧告)

第5条 施行規則第112条に規定する理由を記載した書面は、法第24条第5項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の勧告をするときにあつては管理者解任勧告書(別記第9号様式)、法第31条の9第2項の勧告をするときにあつては勧告書(別記第10号様式)によるものとする。

(検査を行う警察職員)

第6条 公安委員会は、遊技機規則第11条第2項第5号の規定による検査をすることができる警察職員を指定したときは、遊技機規則第11条第5項の証明書を交付するものとする。

(証明書の管理)

第7条 生活安全部生活安全企画課長は、帳簿を備え、証明書の交付及び返納について管理するものとする。